

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

浜田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 浜田自治区

(1) 現況

本地域は、周布川、浜田川、下府川等の流域に農地が点在し、稲作を中心に農業経営が行われているほか、特産果樹である西条柿や僅かではあるが有機野菜等の栽培も行われている。しかしながら、農業担い手の高齢化や減少に伴い、地域が共同で行う農用地、農業用水路、農道等の地域資源の保全管理への支障が懸念されている。また周囲は山地が連なり、平たん地が少ないため、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるほか、同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 金城自治区

(1) 現況

本地域は、稲作を中心に農業経営が行われている。大規模農業団地として整備された新開団地では、特産果樹であるピオーネや有機野菜等の栽培も行われている。しかしながら、農業担い手の高齢化や減少に伴い、地域が共同で行う農用地、農業用水路、農道等の地域資源の保全管理への支障が懸念されている。また、中国山地の麓にあり、山間傾斜地の農地も多いことから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるほか、同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旭自治区

(1) 現況

本地域は、稲作を中心とした農業経営が行われているほか、島根県内最大の赤梨の生産地である。しかしながら、農業担い手の高齢化や減少に伴い、地域が共同で行う農用地、農業用水路、農道等の地域資源の保全管理への支障が懸念されている。また、中国山地の麓にあり、山間傾斜地の農地も多いことから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるほか、同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 弥栄自治区

(1) 現況

本地域は、稲作を中心とした農業経営が行われているほか、有機農業への取り組みも盛んである。しかしながら、農業担い手の高齢化や減少に伴い、地域が共同で行う農用地、農業用水路、農道等の地域資源の保全管理への支障が懸念されている。また、中国山地の麓にあり、山間傾斜地の農地も多いことから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるほか、同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 三隅自治区

(1) 現況

本地域は、三隅川等の流域に農地が点在し、稲作を中心に農業経営が行われているほか、特産果樹である西条柿や僅かではあるが有機農業への取り組みも行われている。しかしながら、農業担い手の高齢化や減少に伴い、地域が共同で行う農用地、農業用水路、農道等の地域資源の保全管理への支障が懸念されている。また、周囲は山地が連なり、平たん地が少ないため、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるほか、同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	浜田区域	—
2	石見区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	三階町（三階6）、長見町（長見1、2、3）、佐野町（佐野上、町、下、田原、個別）、宇津井町（宇津井町、千谷）、内村町十文字原（個別）	法第3条第3項第2号に掲げる事業
3	長浜区域	—
4	周布区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
5	美川区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	櫛田原町（櫛田原）、内村町（一の瀬、羽田）、内田町（内田上、奥猪伏）、田橋町（田橋上、中、下）、横山町（横山上、西、下）	法第3条第3項第2号に掲げる事業
6	大麻区域	—
7	国府区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
8	雲城区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	金城町上来原（大谷、東、西、下ノ原）、同町下来原（今田、吉留上、上組、金田、下長屋）、同町七条（若林、新開、伊木、青原）	法第3条第3項第2号に掲げる事業
9	今福区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	金城町今福（元谷、個別、久佐川、皆合、小松木）	法第3条第3項第2号に掲げる事業
10	波佐区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	金城町波佐（ひやころう波佐かみ、三栄、深笹上、後山、菅沢、弋手原）、同町長田（東谷上、東谷下、登り谷、大井谷、長田郷）	法第3条第3項第2号に掲げる事業

1 1	小国区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
	金城町小国(柚根、徳田上、徳田中、徳田下、小国郷、田ノ原)	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
1 2	久佐区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
	金城町久佐(宇栗、個別、山根原、下久佐、東下久佐、上長屋、浄光寺谷、久佐郷)	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
1 3	美又区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
	金城町追原(追原郷、大元)、同町入野(新原、入野、越沢)	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
1 4	今市区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
	旭町坂本(四ノ戸下、上ノ谷上、上ノ谷中、上ノ谷下、日南)、同町今市(森谷、栄)、同町丸原(丸町、上城 A B、上城 C、後谷、個別)	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
1 5	木田区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
	旭町木田(木田 1 上山、木田 2、木田 3 前、木田 6、木田 8、個別)、同町山ノ内(山ノ内上、細野谷、個別)	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
1 6	和田区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
	旭町和田(天津谷、土居谷、枝田谷)、同町重富(上重富、下重富)、同町本郷(本郷、戸川)	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
1 7	都川区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
	旭町都川(都川 1、中埜、都川 2 A、都川 7)	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業
1 8	市木区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
	旭町来尾(中来尾)、同町市木(中郡、早水、早水青葉、内ヶ原、中倉、越木)	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業

19	杵束区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	弥栄町木都賀(大斉、西の郷、仲三、熊の山)、同町野坂(野坂)、同町田野原(下田野原、個別)	法第3条第3項第2号に掲げる事業
20	安城区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	弥栄町長安本郷(本郷下、個別)、同町三里(小角、横谷、程原、個別)、同町大坪(大坪)、同町稲代(稲代)、同町高内(日高、西河内)、同町門田(門田)、同町小坂(小坂、畑)、同町栃木(栃木)	法第3条第3項第2号に掲げる事業
21	三隅区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
22	三保区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
23	岡見区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	三隅町岡見(西の谷<仮称>(西の谷西・西の谷東が統合予定))	法第3条第3項第2号に掲げる事業
24	井野区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	三隅町井野(周布地、大谷、石浦、市場、下今明、諸谷、上今明、芦谷(芦谷・下芦谷・西中芦谷が統合予定)、三隅町室谷(上室谷、下室谷))	法第3条第3項第2号に掲げる事業
25	黒沢区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	三隅町黒沢(黒沢<仮称>新規予定)	法第3条第3項第2号に掲げる事業
26	白砂区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	三隅町東平原及び折居(東平原上)	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村法等による指定地域（浜田市全域）

イ 対象農用地

(イ) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(ロ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ハ) 市長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

(a) 田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満を対象とする。

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、いわみ中央水田農業ビジョンに定める認定志向農業者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

（3）その他必要な事項

ア 耕作放棄地の復旧に対する支援

耕作放棄地の復旧は「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用しつつ推進する。

イ この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。